

さっぽろ医療計画評価委員会設置要綱

(目 的)

第1条 市民の健康と安心な暮らしを実現するための「さっぽろ医療計画 2018」の進捗状況を踏まえた評価を行うことを目的として、札幌市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の下にさっぽろ医療計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、協議会の承認を得て次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) さっぽろ医療計画 2018 の進捗状況の確認と中間評価の実施
- (2) 前号の活動に係る調査
- (3) その他前2号の活動に必要な活動

2 委員会の活動結果は、協議会に報告し、承認を得る。

(組 織)

第3条 委員会は、次項に定める委員をもって構成する。

2 委員会の委員（以下「委員会委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 協議会の委員（以下「協議会委員」という。）が所属する団体等のうちから同団体の長が推薦する者
- (2) その他、市長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員会委員の任期は、2021年3月までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、協議事項等に応じて、委員会委員のうちから、あらかじめ出席すべき委員を選び、出席を求めることができる。
- 3 委員会は、前項の委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(謝 礼)

第 7 条 会議の出席に対する委員の謝礼は、1 回あたり 12,500 円とする。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、札幌市保健福祉局保健所医療政策課に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2018 年 11 月 19 日から施行する。